

特定非営利活動法人 La mito cat RiA の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 La mito cat RiA の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、茨城県水戸市において、「猫の命を守る」ことを基本理念とし、地域猫の適正管理、保護、適正飼養の推進、並びに譲渡及び普及啓発活動を行う。

また、高齢者等を対象とした、関係機関と連携したペット飼養支援を通じて、動物愛護及び公衆衛生の向上、並びに保健、医療又は福祉の増進に寄与し、人と動物が共生できる地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 環境の保全を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ⑤ 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保護された猫の適正な飼養管理及び譲渡に関する事業
- (2) 地域猫活動を通じ、地域住民との理解促進及び合意形成の支援を行うとともに、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る事業
- (3) 未避妊・未去勢の猫に対する不妊・去勢手術の推進及び、これに関する普及啓発を行う事業
- (4) 動物の適正飼養及び動物福祉に関する普及啓発並びに情報提供を行う事業
- (5) 高齢者等が安心してペットと暮らし続けられるよう、関係機関と連携し、ペット飼養継続及び終生飼養を支援する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
- (2) 監事 1人以上 3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を

超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又

は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定した次に掲げる特定非営利活動法人又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 須賀田仁見

副理事長 宮尾順子

副理事長 君野静

監事 市川睦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2028 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員 個人 入会金なし/年会費 5,000 円

団体 入会金なし/年会費 10,000 円

(2) 賛助会員 個人 入会金なし/年会費 5,000 円(1 口)

団体 入会金なし/年会費 5,000 円(2 口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人 La mito cat RiA の会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	須賀田 仁見		無
副理事長	宮尾 順子		無
副理事長	君野 静		無
監事	市川 睦		無

設立趣旨書

令和7年12月26日

特定非営利活動法人La mito cat RiAの会

設立代表者 住所又は居所

氏名 須賀田仁見

1 趣旨

近年、茨城県水戸市においては、地域猫に起因する住民間の軋轢、動物の遺棄、未避妊・未去勢による過剰な繁殖、家庭内における劣悪な飼育環境、さらには独居高齢者の病気・入院・死亡等に伴う動物の置き去りなど、動物を取り巻く問題が複合的な社会課題として顕在化しております。

これら人と動物の共生の乱れは、個々の生活の質を低下させるのみならず、地域社会全体の福祉や生活環境、公衆衛生にも影響を及ぼす重要な問題であります。

このような現状を踏まえ、私たちは「猫の命を守ること」を基本理念とし、地域猫の適正管理、保護及び適正飼養の推進、並びに譲渡活動や啓発活動に取り組んでまいります。

あわせて、人と猫が安心して共生できる地域社会を実現するため、行政、福祉関係機関、地域住民等と連携し、動物を起点とした持続可能なソーシャルサポートの仕組みを構築していきます。

本法人は、保護された猫の適正な飼養管理、地域猫活動を通じた地域住民との理解促進及び合意形成の支援、不妊・去勢等の医療的処置、譲渡活動、ならびに動物愛護に関する普及啓発活動を行います。

これらの事業を通じて、水戸市における動物愛護及び公衆衛生の向上、並びに保健、医療又は福祉の増進に寄与し、人と動物が共に安心して暮らせる地域社会の形成に貢献することを目的とします。

これらの活動を継続的かつ効果的に推進するためには、行政(水戸動物愛護センター等)、ケアマネージャー、医療機関、地元企業等の専門職及び地域市民との恒常的で透明性のある協働体制が不可欠です。

しかし、任意団体としての活動では、こうした協働体制の構築や安定した資金基盤の確保に限界があることから、社会的信用と組織の継続性を確保し、公益性の高い活動を組織的かつ安定的に推進するため、ここに特定非営利活動法人 La mito cat RiAの会 を設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

- 約10年前
設立代表者が、茨城県水戸市内において個人ボランティアとして猫の保護活動を開始。地域における猫の遺棄、過剰な繁殖、不適切な飼育環境等の課題に直面し、継続的な支援の必要性を認識する。
- 約3年前
個人での対応が困難な複合的課題に取り組むため、志を同じくする複数のボランティアが集まり、非営利の任意団体としての活動を開始。
主な活動内容として、避妊・去勢手術(TNR)の支援、地域猫をめぐる住民間の課題に対する調整支援、傷病を負った猫の保護及び獣医師と連携した治療の手配、定期的な譲渡会の開催、動物愛護に関する普及啓発活動を継続的に実施。
これらの活動を通じて、水戸動物愛護センターをはじめとする行政機関、医療機関、地域住民との連携体制を徐々に構築し、活動の幅を広げてきた。
- 2ヶ月前
任意団体としての活動規模の拡大に伴い、活動の継続性の確保、安定した資金基盤の構築、ならびに行政、水戸動物愛護センター、ケアマネージャー、福祉分野の専門職、地元企業等との連携体制の強化について、任意団体の枠組みでは一定の限界があることを認識する。特に、高齢者の入院や死亡等に伴う飼育動物への対応や、地域住民への継続的な啓発活動を進める上で、社会的信用の確保が重要な課題であると判断する。
- 1ヶ月前
法人設立準備会を開催し、これまでの活動を通じて得られた課題や成果を共有。行政や専門職

との連携をより円滑に進め、活動を「人と猫の共生を支える社会的な支援の仕組み」として発展させるため、特定非営利活動法人として設立することを正式に決定する。

- 2025年12月26日

特定非営利活動法人設立総会を開催し、定款及び設立当初の事業計画を承認。これを受け、所轄庁への設立認証申請に向けた準備を進めている。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 La mito cat RiA の会

1 事業実施の方針

- ・ 設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・ 本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① 保護された猫の適正な飼養管理及び譲渡に関する事業	保護された猫の健康管理、適正飼養のための環境整備及び社会化支援を行い、譲渡会の開催、SNS等を活用した里親募集、譲渡後のフォローアップを実施する。	(A)通年(譲渡会は年30回程度) (B)譲渡会会場、預かり宅 (C)5名程度	(D)保護猫の里親希望者及び動物福祉に関心のある市民 (E)不特定多数	570
② 地域猫活動を通じ、地域住民との理解促進及び合意形成の支援を行うとともに、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る事業	地域猫活動に関する相談対応、地域住民への説明及び合意形成支援、TNR活動に関する調整及び情報提供を行い、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。	(A)通年 (B)地域内、オンライン相談窓口等 (C)3名程度	(D)地域住民、猫の飼養者及び地域猫活動関係者 (E)不特定多数	250

<p>③ 未避妊・未去勢の猫に対する不妊・去勢手術の推進及び、これに関する普及啓発を行う事業</p>	<p>未避妊・未去勢猫に対する不妊去勢手術の必要性についての啓発、動物病院等との連携による情報提供及び相談対応を実施する。</p>	<p>(A) 通年 (B) 提携動物病院、地域内、オンライン媒体等 (C) 3名程度</p>	<p>(D) 猫の飼養者及び地域住民 (E) 不特定多数</p>	<p>100</p>
<p>④ 動物の適正飼養及び動物福祉に関する普及啓発並びに情報提供を行う事業</p>	<p>適正飼養及び動物福祉に関する講習会、情報発信、SNS及びホームページを活用した啓発活動を行う。</p>	<p>(A) 通年（講習会は年2回程度） (B) 地域施設、オンライン媒体等 (C) 3名程度</p>	<p>(D) 地域住民及び動物福祉に関心のある市民 (E) 各回10名程度</p>	<p>60</p>
<p>⑤ 高齢者等が安心してペットと暮らし続けられるよう、関係機関と連携し、ペット飼養継続及び終生飼養を支援する事業</p>	<p>高齢者等が安心してペットと暮らし続けられるよう、関係機関と連携し、相談対応、情報提供及び終生飼養に向けた支援を行う。</p>	<p>(A) 通年 (B) 相談窓口、オンライン媒体等 (C) 2名程度</p>	<p>(D) 高齢者世帯及び支援を必要とする飼養者 (E) 年間5名程度</p>	<p>50</p>

2027 年度の事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 La mito cat RiA の会

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① 保護された猫の適正な飼養管理及び譲渡に関する事業	保護された猫の健康管理、適正飼養のための環境整備及び社会化支援を行い、譲渡会の開催、SNS等を活用した里親募集、譲渡後のフォローアップを実施する。	(A)通年(譲渡会は年30回程度) (B)譲渡会会場、預かり宅 (C)5名程度	(D)保護猫の里親希望者及び動物福祉に関心のある市民 (E)不特定多数	630
② 地域猫活動を通じ、地域住民との理解促進及び合意形成の支援を行うとともに、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る事業	地域猫活動に関する相談対応、地域住民への説明及び合意形成支援、TNR活動に関する調整及び情報提供を行い、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。	(A)通年 (B)地域内、オンライン相談窓口等 (C)3名程度	(D)地域住民、猫の飼養者及び地域猫活動関係者 (E)不特定多数	310

<p>③ 未避妊・未去勢の猫に対する不妊・去勢手術の推進及び、これに関する普及啓発を行う事業</p>	<p>未避妊・未去勢猫に対する不妊去勢手術の必要性についての啓発、動物病院等との連携による情報提供及び相談対応を実施する。</p>	<p>(A) 通年 (B) 提携動物病院、地域内、オンライン媒体等 (C) 3名程度</p>	<p>(D) 猫の飼養者及び地域住民 (E) 不特定多数</p>	<p>140</p>
<p>④ 動物の適正飼養及び動物福祉に関する普及啓発並びに情報提供を行う事業</p>	<p>適正飼養及び動物福祉に関する講習会、情報発信、SNS 及びホームページを活用した啓発活動を行う。</p>	<p>(A) 通年（講習会は年 2 回程度） (B) 地域施設、オンライン媒体等 (C) 3名程度</p>	<p>(D) 地域住民及び動物福祉に関心のある市民 (E) 各回 10 名程度</p>	<p>80</p>
<p>⑤ 高齢者等が安心してペットと暮らし続けられるよう、関係機関と連携し、ペット飼養継続及び終生飼養を支援する事業</p>	<p>高齢者等が安心してペットと暮らし続けられるよう、関係機関と連携し、相談対応、情報提供及び終生飼養に向けた支援を行う。</p>	<p>(A) 通年 (B) 相談窓口、オンライン媒体等 (C) 2名程度</p>	<p>(D) 高齢者世帯及び支援を必要とする飼養者 (E) 年間 5 名程度</p>	<p>80</p>

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人La mito cat RIAの会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費（新規）	50,000		
賛助会員受取会費	50,000	100,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	100,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	100,000	
4 事業収益			
譲渡事業収益	720,000		
啓発事業収益	30,000	750,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,050,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
保護活動費			
動物医療費	650,000		
委託費	50,000		
支払い負担金	50,000		
車両費	30,000		
消耗品費	40,000		
啓発活動費			
広告宣伝費	100,000		
広報費	50,000		
資材費	15,000		
原材料費	30,000		
イベント費	5,000		
研修費	10,000		
その他経費計	1,030,000		
事業費計		1,030,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	10,000		
支払い手数料費	5,000		
雑費	5,000		
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			1,050,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP61の様式例を参照）。

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

翌事業年度 活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人La mito cat RiAの会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費（新規）	100,000		
賛助会員受取会費	50,000	150,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	150,000	150,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	100,000	
4. 事業収益			
譲渡事業収益	820,000		
啓発事業収益	40,000	860,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,260,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
保護活動費			
動物医療費	780,000		
委託費	60,000		
支払い負担金	60,000		
車両費	40,000		
消耗品費	50,000		
啓発活動費			
広告宣伝費	110,000		
広報費	60,000		
資材費	20,000		
原材料費	40,000		
イベント費	10,000		
研修費	10,000		
その他経費計	1,240,000		
事業費計		1,240,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	10,000		
支払い手数料費	5,000		
雑費	5,000		
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			1,260,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP61の様式例を参照）。